児童手当制度について

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的にしています。

問合せ　こども家庭課☎３３－８７２１

◆支給対象

児童手当は、１２歳到達後最初の３月３１日までの間にある児童（小学校６年生までの児童）を養育している人に支給されます。

◆支給額（月額）

平成１９年４月１日から児童手当制度が拡充されました

急速な少子化の進行などを踏まえ、若い子育て世帯などの経済的負担の軽減を図る観点から、３歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第１子および第２子について倍増し、出生順位にかかわらず、一律月１万円となりました。

なお、３歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額については、現行どおりです。

〈０歳以上３歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

▼第１子、第２子…月額５千円→月額１万円（倍増）**▼第３子以降**…月額１万円→月額１万円（現行どおり）

〈３歳以上（現行どおり）〉

▼第１子、第２子…月額５千円**▼第３子以降**…月額１万円

施行日　平成１９年４月１日（拡充後の最初の支給月平成１９年６月）

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成１９年４月から３歳未満の児童手当などの額は一律１万円となりますが、３歳到達後の翌月からは、第１子及び第２子の手当額は５千円となります。

◆支払時期

児童手当は、原則として、毎年２月、６月、１０月にそれぞれの前月分まで(例えば、１０月には、６月、７月、８月、９月の４カ月分）がまとめて支給されます。

しかし、初めて児童手当をもらう場合は申請した日の翌月分から支払月の前月分までが支払われることになります。

◆所得制限限度額

前年（１月から５月までの分の手当てについては前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

【平成１９年度所得制限限度額】

◆国民年金および年金未加入者の場合

扶養親族などの数	所得制限限度額
０人	４６０万円
１人	４９８万円
２人	５３６万円
３人	５７４万円
４人	６１２万円
５人	６５０万円

◆厚生年金などの加入者の場合

扶養親族などの数	所得制限限度額
０人	５３２万円
１人	５７０万円
２人	６０８万円
３人	６４６万円
４人	６８４万円
５人	７２２万円

★新たに手当てを受ける場合、はじめに行うこと

◆認定請求

出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、市役所の窓口に「認定請求書」の提出が必要です。

「認定請求書」を提出し、市役所の認定を受けなければ、児童手当を受ける権利が発生しません。

児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

なお、公務員の場合は勤務先で手続きをします。

◆認定請求に必要な添付書類など

・請求書の健康保険被保険者証の写し(国民健康保険加入の人は必要ありません。)
・請求者の銀行の口座番号など
・児童手当用所得証明書（転入者のみ）
※この他、必要に応じて提出する書類があります。

★続けて手当を受ける場合に行うこと

◆６月は現況届の提出月です

児童手当を受けている人は、毎年６月に「現況届」を提出しなければなりません。

６月１日前後に市役所から現況届の用紙をお送りしますので、必要な書類などを添付してご提出ください。

この届の提出がないと、６月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

広　告